

## 香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、香川県自主防災活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、県、市町、アドバイザー等が連携して、香川県における活動が活発でない自主防災組織や、自主防災組織未結成地域等に対して広域化や組織結成・運営の助言や指導等を行うことで、香川県の地域防災力を高めることを目的とする。

### (アドバイザーの委嘱)

第2条 県は、自主防災組織の組織・運営に関する知識と活動支援の能力を有する者をアドバイザーに委嘱する。

### (アドバイザーの活動内容)

第3条 アドバイザーの活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自主防災組織等からの相談に対する指導や助言
- (2) 自主防災組織未結成地区に対する組織化支援
- (3) 自主防災組織等が開催する防災講演会や研修会等での講師
- (4) 市町が開催する自主防災組織活性化や広域化のための研修会等での講師

### (委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

### (委嘱の取消し)

第5条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は本人から辞退する旨の申出があった場合
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

### (アドバイザーの派遣対象)

第6条 アドバイザーの派遣を申請することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防災活動に取り組み、又は取り組もうとする団体（市町、自主防災組織、自治会、学校等）
- (2) 地域と連携して防災活動に取り組み、又は取り組もうとする事業者

2 アドバイザーの派遣を行う講演等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 県民を対象とするものであって、次のいずれかに該当すること
  - ア 第3条のアドバイザーの活動内容に合致するもの
  - イ その他地域防災力向上のため県が適当と認めたもの
- (2) 営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広める目的で開催されるものではないこと

- (3) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること
- (4) 事業者等が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること

(アドバイザーの派遣申請)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する団体等は、派遣希望日のおおむね2週間前までに、「香川県自主防災活動アドバイザー派遣申請書」(様式第1号)(以下、「申請書」という。)を、県、又は居住市町の防災担当部局に提出するものとする。

2 申請を受理した市町は、速やかにこれを県に送付するものとする。

(派遣の決定)

第8条 県は前条の規定による派遣申し込みを受理した場合は、これをアドバイザーと調整したうえで、派遣の採否を決定し、その結果を申請者、市町及びアドバイザーへ通知する。

(アドバイザーの遵守事項)

第9条 アドバイザーは、活動するに当たり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 一切の商行為を行わないこと
- (2) 自主防災組織等に対して活動等を強制しないこと
- (3) 知り得た個人情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと
- (4) 自主防災組織等の支援要望をできるだけ尊重すること

(活動の報告)

第10条 申請者は、アドバイザーの派遣を受けた後2週間以内に、県に対し「アドバイザー活動実績報告書」(様式第2号)を提出するものとする。

(報酬等)

第11条 県は、前条の規定による報告を確認後、速やかにアドバイザーに対し、謝金及び旅費を支給する。

2 前項の謝金については、1回の派遣当たり5千円とする。

3 第1項の旅費については、「職員等の旅費に関する条例」(昭和27年香川県条例第32号)の例により支払う。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第12条 第7条の規定による申請(県への申請に限る。以下、この条においても同じ。)については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

(その他)

第13条 この要綱に記載のない事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。